

定 款

公益社団法人全日本不動産協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人全日本不動産協会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は、総会の決議により、従たる事務所（以下「地方本部」という。）を必要な地に置くことができる。

第2章 目 的 及 び 事 業

(目的)

第3条 本会は、宅地建物取引その他の不動産取引に関する調査研究、政策提言、指導助言その他これらに関する事業を行うことにより、宅地建物取引業者の品位の保持及び資質の向上を図るとともに、適正かつ公正な不動産取引及び不動産流通の円滑化を推進し、もって、国民の安全安心な不動産取引の確保及び宅地建物取引業の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国内外の不動産に関する調査研究及び情報の収集並びにそれらを通じた政策提言、情報の提供及び出版物の刊行
- (2) 宅地建物取引業に従事し、又は従事しようとする者に対する研修、講習及び指導
- (3) 国民に対する不動産取引に関する知識の普及、啓発、指導及び助言
- (4) 不動産に関する会議、講演会等の開催
- (5) 災害の被災者その他の社会的弱者の支援又は地域社会の健全な発展に資する啓発活動、支援活動その他の社会貢献活動
- (6) 会員の利便又は相互親睦を図ることを目的とする事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

(事業の委託)

第5条 本会は、前条に規定する事業の一部を、理事会の決議を受けて、他の者に委託することができる。

第3章 会 員

(会員)

第6条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した宅地建物取引業者
- (2) 賛助会員 本会の目的及び事業を賛助し、又は後援する者

(入会)

第7条 本会の会員になろうとする者は、理事会が別に定める手続に従い、入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者（法人である場合には、役員又は宅地建物取引業法施行令第2条の2で定める使用人に当該事由がある場合を含む。）は、本会に入会することができない。

- (1) 消費者その他取引の関係者に損害を与え、又は損害を与えるおそれがあるとき。
- (2) 取引の公正を害する行為をし、又は取引の公正を害するおそれがあるとき。
- (3) 法令に違反し、宅地建物取引業者として不適当であると認められるとき。
- (4) 第9条により会員の資格を失い、再び本会の会員となることが不適当であると認められるとき。
- (5) 入会審査において虚偽の事実を述べたとき。
- (6) 指定暴力団その他反社会的と認められる団体に所属又は関係しているとき。
- (7) その他本会の目的に反する行為を行うおそれのあるものとして理事会が定める事由に該当するとき。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める額の入会金及び会費を納付しなければならない。

2 賛助会員は、理事会において別に定める額の入会金及び会費を納付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、本会は、理事会の決議により、正会員又は賛助会員から、特定の事業又は事務所の運営に必要な費用を徴収することができる。

4 入会金、会費及び前項の費用（以下「会費等」という。）の納付の方法及び手続に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

5 既納の会費等は、返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡又は失踪宣告を受け、若しくは後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 法人又は団体である会員が解散若しくは消滅したとき。
- (4) 正会員が前2号に規定する以外の事由により宅地建物取引業の免許の効力を失い、又はその免許を取り消されたとき。

(5) 毎事業年度の終了の日において当該事業年度の会費等を完納しない場合において、本会が理事長名で督促状を発した日から6か月以内に未納の会費等を完納しないとき。

(6) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、理事会が別に定める手続に従い、退会届を理事長に提出しなければならない。

(綱紀処分)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、当該会員を除名し、又は退会勧告、会員資格の停止、戒告、注意の綱紀処分をすることができる。この場合においては、当該会員に対し、理事会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) 本会の目的に反する行為があったとき。

(2) 本会の名誉を汚し、又は信用を失わせるような行為があったとき。

(3) 定款又は総会若しくは理事会の決議を無視する行為があったとき。

(4) 第7条第2項第1号から第3号までの事由に該当するとき、又はその調査のため必要な説明若しくは資料の提出を求められた場合において、正当な理由なくこれを拒んだとき。

(5) 第7条第2項第6号の事由に該当するとき、又はその調査のため必要な説明若しくは資料の提出を求められた場合において、正当な理由なくこれを拒んだとき。

(6) その他綱紀処分をすべき正当な事由があるとき。

2 前項の綱紀処分の内容は、理事会において別に定める。ただし、会員資格の停止は、1年以内に限るものとする。

3 前2項の規定は、除名又は会員資格の停止をする正会員が第13条に規定する代議員たる地位を有する場合には、適用しない。

4 第1項の綱紀処分の手続に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(権利の喪失)

第12条 会員の資格を喪失した者は、会員としての一切の権利を失い、本会に対して、会費その他既払金の返還を請求することができない。

第4章 代 議 員

(地位)

第13条 本会に代議員を置く。

2 前項の代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(選出)

第14条 代議員は、正会員（正会員が法人である場合にはその代表者1名）の中から選出する。

- 2 前項の選出は、正会員80名に1名の割合により各地方本部に割り当て、各地方本部において選出する方法による。80名に満たない端数の取扱いは、理事会において別に定める。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。
- 4 正会員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、等しく代議員選挙に立候補することができる。
 - (1) 前事業年度までの会費等を完納していないとき。
 - (2) 宅地建物取引業法に基づく行政処分を受けた日から5年を経過しないとき。
 - (3) 第11条第1項に規定する綱紀処分を受けた日から5年を経過しないとき。
 - (4) 理事会において指定する宅地建物取引業に関する研修を履修していないとき。
- 5 代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。
- 6 理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 7 代議員選挙は、2年に1度、事業年度開始後3か月以内に実施する。ただし、代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなったときにおいて、補欠選挙を実施することを妨げない。
- 8 第1項から前項までに規定するもののほか、代議員を選出するために必要な事項は、理事会において別に定める。

(補欠の代議員)

第15条 代議員選挙をする場合には、代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選出することができる。

- 2 補欠の代議員を選出する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 3 第1項の補欠の代議員の選出が効力を有する期間は、当該決議後最初に実施される前条第7項本文の代議員選挙の終了の時までとする。

(任期)

第16条 代議員の任期は、選出の2年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選出された代議員の任期は、前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、代議員が一般社団・財団法人法第266条第1項に規定する社

員総会の決議の取消しの訴え、同法第268条に規定する解散の訴え、同法278条に規定する責任追及の訴え及び同法284条に規定する役員の解任の訴えを提起している場合（同法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は、任期の満了を理由として社員たる地位を失わない。ただし、当該代議員は、役員及び会計監査人の選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しない。

（資格の喪失）

第17条 代議員が、第9条第1号から第5号までの規定により正会員たる資格を失ったときは、当然に代議員たる資格を失う。

2 代議員の除名は、第11条第1項各号に掲げる事由があるときに限り、総会の決議によってすることができる。この場合においては、当該代議員に対し、当該総会の開催日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 代議員が前項の規定により除名されたときは、当然に正会員たる資格を失う。

4 第2項の規定に関わらず、代議員に第11条第1項各号に掲げる事由があるときは、理事会の決議により、同項に規定する注意、戒告又は退会勧告の綱紀処分をすることができる。この場合においては、当該代議員に対し、当該理事会の開催日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、理事会において弁明する機会を与えなければならない。

5 第2項の除名及び前項の綱紀処分内容及び手続に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第5章 総 会

（構成）

第18条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

3 総会の議長は、その総会において、出席代議員の中から選出する。

（権限）

第19条 総会は、法令又はこの定款で定められた事項のほか、次の事項について決議する。

- (1) 代議員の除名
- (2) 理事、監事及び会計監査人（以下「役員等」という。）の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 地方本部の設置又は廃止

（開催）

第20条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催する。

3 臨時総会は、理事会が必要と認めた場合に開催する。

(招集)

第21条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総会の招集は、総会の日時及び場所並びに総会の目的である事項を記載した書面により、開催日の 1 週間前までに代議員に対してその通知を発しなければならない。ただし、第25条第 1 項の事項を定めた場合には、議案その他法令で定める事項を記載した書類及び議決権行使書面を付して、開催日の 2 週間前までに通知を発しなければならない。

3 総代議員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、総会の招集を請求することができる。

(議決権)

第22条 総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第23条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 代議員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 第38条第 3 項の規定に基づく役員等の責任の免除
- (6) 事業の全部譲渡
- (7) 合併契約の承認
- (8) その他法令で定める事項

3 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当該総会の招集に当たり理事会が決定した当該総会の目的である事項以外の事項については、決議をすることができない。

(議決権の代理行使)

第24条 総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

3 第 1 項の規定により代理行使した議決権の数は、出席した代議員の数に算入する。

(書面による議決権の行使)

第25条 理事会は、総会を招集するに当たり、総会に出席しない代議員が書面によって議決権を行使することができることとする旨を定めることができる。

2 理事会が前項の決議をした場合には、総会に出席しない代議員は、本会が交付した議決権行使書面に議決権行使に必要な事項を記載し、当該書面を本会に提出することにより議決権を行使することができる。

3 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した代議員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第26条 理事又は代議員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上がこれに署名押印するものとする。

第6章 役員等

(種類及び定数)

第28条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 45名以上50名以内

(2) 監事 2名以上5名以内

2 理事のうち、1名を理事長、3名以内を副理事長、2名以内を専務理事、14名以内を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び常務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

4 本会に会計監査人を置く。

(選任)

第29条 理事、監事及び会計監査人は、総会において選任する。

2 監事のうち、少なくとも1名は会員以外の者から選任しなければならない。

3 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により選定する。

(役員の資格)

第30条 一般社団・財団法人法第65条第1項に規定する者並びに公益社団法人及び公益財団法

人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第6条第1号に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、理事又は監事となることができない。

- (1) 第11条第1項に規定する綱紀処分を受けた日から5年を経過していないとき。
- (2) 第36条（第1項第1号を除く。）により、役員を解任された者で、当該解任の日から5年を経過していないとき。
- (3) 宅地建物取引業法に基づく行政処分を受けた日から5年を経過していないとき。
- (4) 前事業年度までの会費を完納していないとき。

（補欠の役員）

第31条 第29条第1項の決議をする場合には、第28条第1項に規定する役員の最低員数を欠くこととなるときに備えて、あらかじめ補欠の役員を選任することができる。この場合には、当該候補者が補欠の役員である旨、補欠の役員相互間の優先順位その他法令で定める事項を併せて決定しなければならない。

- 2 前項の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の開始の時までとする。ただし、総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

（理事の職務及び権限）

第32条 理事長は、本会を代表し、会務を総理し、業務を執行する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を執行し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは理事会があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。ただし、本会を代表すべき行為については、この限りではない。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して本会の会務を掌理し、業務を執行する。
- 4 常務理事は、理事会で定めるところにより、常時の会務を処理し、業務を執行する。
- 5 理事は、理事会を組織して会務を執行する。
- 6 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事、本部長及び職員その他使用人に対して、事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（会計監査人の職務及び権限）

第34条 会計監査人は、法令で定めるところにより、本会の貸借対照表及び正味財産増減計算

書並びにこれらの附属明細書、財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写を請求し、又は理事、本部長及び職員その他使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(任期)

第35条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した役員の後任として選任された役員(第31条第1項に規定する補欠の役員を含む。)の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の任期の満了する時までとする。

3 増員によって就任した理事の任期は、第1項の規定にかかわらず、他の理事の任期の満了する時までとする。

4 第28条第1項に規定する役員の最低員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了により退任した役員は、後任者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、その定時総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時総会において再任されたものとみなす。

(解任)

第36条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によりその役員を解任することができる。この場合においては、当該役員に対し、総会の決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(3) 宅地建物取引業法及びこれに基づく命令に違反したとき。

2 会計監査人は、いつでも、総会の決議により解任することができる。

3 監事は、法令で定めるところに従い、会計監査人を解任することができる。

(報酬等)

第37条 理事に対しては、総会において定める額の範囲内で、理事会において別に定める基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 監事に対しては、総会において定める額の範囲内で、監事の協議によって別に定める基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

3 役員には、理事会において別に定めるところにより、費用を弁償することができる。

4 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

（本会に対する損害賠償責任等）

第38条 役員等は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、一般社団・財団法人法第112条の規定にかかわらず、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として、総会の決議によって免除することができる。

4 第2項の規定にかかわらず、本会は、第1項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令で定める額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

（名誉顧問及び顧問）

第39条 本会に、名誉顧問3名以内及び顧問7名以内を置くことができる。

2 名誉顧問は、理事会の承認を得て、長期に亘り本会の要職にあった者に対して、理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事会の承認を得て、学識経験者の中から理事長が委嘱する。

4 名誉顧問は、本会の運営上重要な事項について、理事長の諮問に応じ意見を述べることができる。

5 顧問は、理事長の諮問に応じて意見を述べることができる。

6 名誉顧問及び顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 理 事 会

（構成）

第40条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長の職務を代行する副理事長を議長とする。

（権限）

第41条 理事会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事、本部長その他の者に委任することができない。ただし、総会に付議することを妨げない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財（第43条第2項第3号及び第4号の借入を含む。）
- (3) 本部長その他重要な使用人の選任及び解任
- (4) 第38条第4項の規定に基づく役員等の責任の免除
- (5) 第11条第1項の規定に基づく会員の除名
- (6) 第17条第4項の規定に基づく代議員に対する綱紀処分

（招集）

第42条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長の職務を代行する副理事長が理事会を招集する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者が理事会を招集することができる。

- (1) 理事が、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して理事会の招集を請求した場合において、当該請求があった日から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、当該請求をした理事
- (2) 監事が、招集権者に対し、理事の不正行為等について理事会に報告するため必要があると認め理事会の招集を請求した場合において、当該請求があった日から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、当該請求をした監事

3 理事会を招集するときは、理事会の日時及び場所並びに理事会の目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対しその通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（決議）

第43条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 第11条第1項の規定に基づく会員の除名
- (2) 第17条第4項の規定に基づく代議員に対する綱紀処分
- (3) 前事業年度の収入額を超える借入
- (4) 償還期間が1年を超える借入

(決議の省略)

第44条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について特別の利害関係を有する理事を除く。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところに従い、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、当該理事会に出席した理事長及び監事が署名押印しなければならない。

第8章 財 産 及 び 会 計

(事業年度)

第46条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(財産の管理)

第47条 本会の財産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会において別に定める。

(事業計画及び予算)

第48条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受け、当該承認後最初に開催される総会において報告しなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 本会は、毎事業年度開始の日の前日までに、前項の書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第49条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に報告するものとする。ただし、当該書類が法令及び定款に従い本会の財産及び損

益の状況を正しく表示しているものとして法令で定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第1項各号に掲げる書類は、毎事業年度の経過後3か月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 本会の貸借対照表その他法令で定める書類は、定時総会の終結後遅滞なく、第56条に規定する方法により公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第50条 理事長は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定しなければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第52条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第53条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第54条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、前条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 地 方 本 部

(地方本部)

第55条 本会の事業の円滑な運営を図るため、地方本部に、本部長その他の地方本部役員を置く。

2 前項の地方本部役員は、一般社団・財団法人法上の役員たる地位を有しない。

3 本部長の選任及び解任は、理事会において行う。

4 地方本部役員は、当該地方本部における本会の事業の円滑な運営を図るために理事又は理事会から委任された職務を行う。

5 前4項のほか、地方本部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

（公告の方法）

第56条 本会の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

（書類の備置及び閲覧等）

第57条 本会の主たる事務所及び地方本部には、法令で定める期間、次に掲げる書類（地方本部には、その写し）を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員及び代議員の名簿
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 第48条第1項に掲げる書類
 - (6) 第49条第1項各号に掲げる書類
 - (7) 監査報告
 - (8) 会計監査報告
 - (9) 組織運営及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (10) その他法令で定められた書類
- 2 前項第1号から第9号までに掲げる書類については、法令で定める期間、これを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 正会員は、一般社団・財団法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に本会对して行使することができる。
- (1) 同法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 同法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 同法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 同法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
 - (5) 同法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (6) 同法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 同法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 同法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（事務局）

第58条 本会に、その事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(委員会)

第59条 本会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、本会に委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。

3 前2項のほか、委員会に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(流通センター)

第60条 適正かつ公正な不動産取引及び不動産流通の円滑化を推進するため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、本会に流通センターを置くことができる。

2 流通センターの運営委員長は、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。

3 前2項のほか、流通センターに関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(規則等)

第61条 この定款に定めるもののほか、本会の事業の運営上必要な規則及び細則は、理事会において別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、本附則において「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 前項の公益法人の設立の登記の日における一般社団・財団法人法上の社員は、本会が特例民法法人であった期間中に第14条に規定する方法により選出された代議員とする。ただし、平成24年4月1日から開始する事業年度において選出される代議員の任期は、第16条第1項本文の規定にかかわらず、選出の1年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。

3 本会の最初の代表理事は川口貢、最初の会計監査人は監査法人エムエムピージー・エーマックとする。

4 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成25年4月1日施行（移行の登記日）

平成25年6月28日一部改正（第62回定時総会承認）

平成26年6月30日一部改正（第63回定時総会承認）

公益社団法人全日本不動産協会 定款施行規則

公益社団法人全日本不動産協会（以下「本会」という。）は、定款の適正な運用及び事業の円滑な執行を図るため、定款第61条の規定に基づき、定款施行規則を次のとおり定める。

第1章 事業

（事業の実施に係る規約等）

第1条 本会が定款第4条第1項各号に規定する事業を行うため必要な規約ないし規程等は、理事会において別に定める。

第2章 会員

（入会手続）

第2条 本会の正会員になろうとする者（以下「入会申込者」という。）は、次の各号に掲げる書類及び費用を、地方本部を経由して理事長に提出しなければならない。

- (1) 入会申込書
 - (2) 国土交通大臣又は都道府県知事の発行する免許に係る通知書又は免許証の写し
 - (3) 定款その他の諸規程の遵守等を内容とする誓約書
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、本会が必要と認める書類
 - (5) 入会金、会費、定款第8条第3項の費用（以下「運営協力金」という。）及びその他の入会に必要な費用
- 2 地方本部は、前項の書類及び費用を受理したときは、理事会において別に定めるところにより、入会審査を行う。
- 3 地方本部は、入会申込者が前項で定める基準に適合すると判断した場合には、理事長に対し、その審査結果を書面で報告し、理事長の承認を受けるものとする。
- 4 入会申込者は、前項の承認を受けることにより、本会に入会し、本会の正会員となる。
- 5 従たる事務所を有する入会申込者は、主たる事務所の所在地を所管する地方本部を経由して入会手続を行い、入会承認後、従たる事務所の所在地を所管する地方本部による当該従たる事務所に係る調査及び指導に協力しなければならない。
- 6 従たる事務所を有する入会申込者が本会の正会員となったときは、当該会員の主たる事務所の所在地を所管する地方本部は、入会承認後直ちに当該会員に係る書類と第3条に規定する従たる事務所の入会金及び会費を従たる事務所の所在地を所管する地方本部に送付するものとする。
- 7 正会員が新たに従たる事務所を設置したときは、当該事務所につき、第1項から第3項の規定に準じ、本会の審査及び承認を受けなければならない。
- 8 法人が正会員となった後、重要な役員等の変更により、本会が必要と認めるときは、当該正会員は、新入会に準じ再審査を受けなければならない。再審査の結果、条件を付された者は、これを履行しなければならない。

9 第1項から前項までの規定は、賛助会員に準用する。

(入会金、会費及び運営協力金)

第3条 定款第8条に定める入会金及び会費の額は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 入 会 金

正 会 員	主たる事務所	150,000円
	従たる事務所 1か所につき	50,000円
賛助会員		50,000円

(2) 会 費

正 会 員	主たる事務所	年額24,000円
	従たる事務所 1か所につき	年額12,000円
賛助会員	1口につき	年額48,000円

2 前項各号に掲げる入会金及び会費のうち正会員に係るものは、総会の決議を経なければ変更することができない。

3 運営協力金を徴収することができる事業又は事務所及び運営協力金を徴収する会員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地方本部 当該地方本部に所属する会員
- (2) 支部 当該支部に所属する会員
- (3) 流通センター 当該流通センターに所属する会員

4 運営協力金の額は、理事会の決議により別に定める。運営協力金の額を変更しようとするときもこれと同様とする。

5 理事長は、特別の事情があると認めるときは、理事会の決議を経て、入会金、会費又は運営協力金の全部又は一部を免除することができる。

(会費の納付)

第4条 毎事業年度の開始の日（4月1日）に本会に所属する会員は、同日から3か月以内（6月30日まで）に、当該事業年度の会費及び運営協力金（以下本条において「会費等」という。）の全額を納付しなければならない。ただし、事業年度の途中で入会する者の会費等は、当該事業年度の会費等を12で除した額に、入会の月から当該事業年度の終了する月までの月数を乗じた額を当該事業年度の会費等の額とし、当該入会者は、入会の日までに、その全額を支払わなければならない。

2 本会の会費等は、会員の主たる事務所又は従たる事務所の所在地を所管する地方本部を経由して、本会に納付するものとする。

3 本会の会員資格を喪失する会員は、第1項の規定に関わらず、その資格喪失日までに、当該事業年度の会費等の全額を納付しなければならない。

(会員証書等の貸与)

第5条 正会員には、会員証書等を貸与する。

2 会員証書は、主たる事務所に必ず掲示しなければならない。

3 会員が会員の資格を失ったときは、貸与物品を、直ちに、本会に無償返還しなければならない。

（会員に対する通知又は催告）

第6条 本会が会員に対してする通知又は催告は、当該会員から届出のあった住所、事務所その他の連絡先にあてて発すれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

（会員の責務）

第7条 会員は、宅地建物取引業法及び定款その他本会が定める諸規程を遵守し、本会の品位の保持に努めなければならない。

2 正会員は、本会に届け出た事項に変更が生じた場合には、遅滞なくその内容を本会に届け出なければならない。

（退会手続）

第8条 会員が本会を退会しようとするときは、理事長が別に定める退会届を、当該会員が所属する地方本部を経由して、理事長に提出しなければならない。

（会員の除名等の方法及び手続）

第9条 会員に対し、定款第11条第1項の綱紀処分（以下「除名等」という。）をする場合には、当該会員が所属する地方本部の本部長の申請又は理事長若しくは綱紀委員長の職権により、綱紀委員会において審査する。

2 前項の審査を行う場合には、当該会員に対し、綱紀委員会において、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。この場合、綱紀委員会は、当該会員に対し、審査の日の1週間前までに、書面により弁明の内容を提出させることができる。

3 綱紀委員会は、審査の結果、会員が定款第11条第1項各号のいずれかに該当すると判断したときは、その判断の内容及び相当と判断した処分の種類を記載した書面をもって、理事会に付議するものとする。

4 前項の規定により理事会において審査を行う場合には、当該会員に対し、理事会において、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。この場合、理事長は、当該会員に対し、審査の日の2週間前までに、書面により弁明の内容を提出させることができる。

5 第2項及び前項の規定は、退会勧告をした会員が当該勧告に従わない場合において、当該会員を除名しようとするときには適用しない。

6 会員の除名等の決議をしたときは、理事長は、被処分者にその旨を通知しなければならない。

第3章 代 議 員

（代議員の選出等）

第10条 定款第14条に規定する代議員選挙の細則及び代議員選出に当たっての端数の取扱いその他代議員の選出に当たり必要な事項は、理事会において別に定める。

(代議員の除名等の方法及び手続)

第11条 代議員が定款第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、定款第17条に規定する除名のほか、理事会の決議により、当該代議員に対し、退会勧告、戒告又は注意の綱紀処分をすることができる。

2 前項に規定する綱紀処分の手続については、第9条第1項から第4項までの規定を準用する。この場合において、第9条中「会員」とあるのは「代議員」と読み替えるものとする。

3 理事会は、代議員が定款第11条第1項各号のいずれかに該当し、当該代議員を除名するのが相当と判断したときは、その判断の内容を記載した書面をもって、総会に付議するものとする。

4 総会に除名を付議された代議員は、総会の日20日前までに、理事長に対し、弁明の内容を書面で提出しなければならない。

5 総会に除名を付議された代議員が総会において口頭により弁明を行う場合には、前項の書面に基づき、簡潔に行わなければならない。

第4章 総 会

(総会招集の決定事項)

第12条 総会を招集する場合には、理事会の決議により、定款第21条第2項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 定款第24条の規定による代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理権を証明する書面の提出期限、白紙委任状の取扱いその他代理人による議決権の行使に関する事項

(2) 定款第25条第1項の事項を定めたときは、書面による議決権の行使の期限（招集通知を發した日から2週間を経過した日以後の時に限る。）

(3) その他法令で定める事項

(議事録)

第13条 総会の議事録は、次の各号に掲げる事項その他法令で定める事項を記載するものとする。

(1) 総会が開催された日時及び場所（当該場所に存在しない理事、監事、会計監査人又は代議員が総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

(2) 総会の議事の経過の要領及びその結果

(3) 議事録に記載すべきものとして法令で定める意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

(4) 総会に出席した理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称

(5) 議長の氏名

(6) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 役員等

(役員等の候補者の選出等)

第14条 理事会は、理事、監事及び会計監査人（以下「役員等」という。）を選任する総会の決議に当たり、本条で定めるところに従って選出された役員等の候補者を議案として提出することができる。

- 2 理事の候補者は、地方本部総会の決議により、正会員（法人にあってはその代表者1名。第4項において同じ。）のうちから適任者を推薦し、資格審査委員会の審査を経て選出する。ただし、理事長は、会務の運営を円滑に遂行するため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、理事の候補者として2名以内を推薦することができる。
- 3 理事候補者の推薦数の割当ては、資格審査委員会の決議を経て理事会で定め、地方本部に通知する。
- 4 監事の候補者は、正会員（本部長及び本部長候補者を除く。）のうちから理事長が適任者を推薦し、資格審査委員会の審査を経て選出する。ただし、監事の候補者のうち1名は、会員以外の者から選出しなければならない。
- 5 会計監査人の候補者は、公認会計士又は監査法人の中から理事長が推薦し、資格審査委員会の審査を経て選出する。
- 6 地方本部は、総会開催日の10日前までに推薦者の名簿を理事長に提出しなければならない。この場合において、相当の理由なく期日までに候補者の名簿提出のない地方本部は、理事候補者の推薦を辞退したものとみなす。
- 7 役員等の候補として選出された者は、次の書類を総会開催日の10日前までに、理事長に提出しなければならない。
 - (1) 履歴書（第1号様式）
 - (2) 身分証明書
- 8 理事長は、役員等の候補者の資格審査を資格審査委員会に付し、同委員会は総会開催日の7日前までに次の事項を審査の上、その適否を決定して、理事長に報告しなければならない。
 - (1) 第3項の規定による候補者の推薦数の確認
 - (2) 定款第30条の欠格事由の有無
 - (3) 定款、この規則又は本会の決議等に違反する行為の有無
 - (4) 宅地建物取引業法その他の法令違反により処分された行為の有無
 - (5) 再選候補者については、前任期中における活動状況
 - (6) 選任時において満75歳以下であること
 - (7) 指定暴力団その他反社会的と認められる団体に所属又は関係していないこと
- 9 第1項から前項までの規定（第5項を除く。）は、定款第31条第1項に規定する補欠の役員の候補者を議案として提出する場合に準用する。
- 10 理事長を理事会で選定する場合には、あらかじめ理事全員による投票を実施し、その結果を参考として、理事会において、その決議により理事長を選定することができる。なお、この投票に

あたり、開票立会人は、本会監事とする。

11 前項の投票は、単記無記名投票によるものとし、第1回の投票で過半数の得票に達した者がない場合においては、上位2名により過半数の得票に達するまで投票を行うことができる。

12 第10項の規定により実施された投票のうち次の各号に掲げるものは無効とし、投票の効力に疑義を生じたときは、立会した監事の協議により決定する。

- (1) 定めた用紙を用いないもの
- (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの
- (3) 候補者の氏名以外のことを記載したもの
- (4) 候補者の氏名を判読しがたいもの

(役員等の就任又は辞任の届出)

第15条 役員等に選任された者は、次の各号に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 役員等就任承諾書（第2号様式）
- (2) 誓約書（第3号様式）

2 役員等を辞任しようとする者は、役員等辞任届（第4号様式）を理事長に提出しなければならない。

(候補者の承諾)

第16条 役員等の候補者を推薦するにあたっては、あらかじめ本人の承諾を得なければならない。

(解任役員等の弁明)

第17条 定款第36条の規定に基づいて解任する役員等に対しては、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。この場合、当該役員等に対し、総会の日20日前までに、弁明の内容を書面で提出させることができる。

(役員の報酬等)

第18条 定款第37条に定める報酬等の支給の基準並びに費用の弁償の方法及び手続は、理事会の決議を経て別に定める。

第6章 理 事 会 等

(会議資料の送付)

第19条 理事会その他本章で定める会議に係る資料は、特別の事情のない限り、招集通知とともに事前に構成員に送付しなければならない。

(理事会)

第20条 理事長は、必要に応じ本部長及びその他の者を理事会に出席させることができる。

2 理事会において決議を行う場合、議長は、理事として決議に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第1項の規定による出席者は、議長の許可を受けて、理事会において意見を述べることができるが、議決に加わることはできない。

（常務理事会）

第21条 本会の会務の適正かつ円滑な運営を図るために、常務理事会を開催する。

- 2 常務理事会は、理事会から委任された事項を決議するほか、理事会に提出する議案について協議する。
- 3 常務理事会は、理事長が招集し、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事をもって構成する。
- 4 常務理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
- 5 理事長は、必要に応じ地区協議会長及びその他の者を常務理事会に出席させることができる。
- 6 前項の規定による出席者は、議長の許可を受けて、常務理事会において意見を述べるができるが、議決に加わることはできない。
- 7 第3項から第6項に規定する理事長の職務は、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長の職務を代行する副理事長がこれを代行する。

（会務運営会議）

第22条 本会の会務の適正かつ円滑な運営を図るために、会務運営会議を開催する。

- 2 会務運営会議は、理事会から委任された事項を決議するほか、本会の事業の執行を円滑に行うために必要な事項を協議する。
- 3 会務運営会議は、理事長が招集し、理事長、副理事長、専務理事、総務委員長及び財務委員長をもって構成する。
- 4 会務運営会議の議長は、理事長がこれにあたる。
- 5 理事長は、必要に応じ役員及びその他の者を会務運営会議に出席させることができる。
- 6 前項の規定による出席者は、議長の許可を受けて、会務運営会議において意見を述べるができるが、議決に加わることはできない。
- 7 第3項から第6項に規定する理事長の職務は、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長の職務を代行する副理事長がこれを代行する。

（本部長会議）

第23条 本会の会務の適正かつ円滑な運営を図るために必要があるときは、本部長会議を開催することができる。

- 2 本部長会議は、地方本部の運営に関し、重要な事項を協議する。
- 3 本部長会議は、理事長が招集し、理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び本部長をもって構成する。
- 4 本部長会議の議長は、理事長がこれにあたる。
- 5 第3項及び第4項に規定する理事長の職務は、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長の職務を代行する副理事長がこれを代行する。

（決議等）

第24条 常務理事会及び会務運営会議の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 常務理事会又は会務運営会議に出席できない構成員は、他の構成員を代理人として議決権を行

使し、又はあらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使することができる。この場合において、その構成員は出席したものとみなす。

(電話会議等)

第25条 理事会その他本章で定める会議の議長は、会議を開催するに当たり必要があると認めるときは、音声の送受信により同時に通話することができる方法によって、会議の開催場所に出頭できない構成員を会議に出席させることができる。

2 前項の方法により出席した構成員は、会議に出席したものとみなす。

3 第1項の方法による理事会を開催した場合には、その議事録に理事会の開催場所に存しない構成員の名称、役職名及び出席方法を記載しなければならない。

(会議招集の省略)

第26条 緊急やむを得ない理由により、本章で定める会議(理事会を除く。)の招集が困難な場合、又は軽微な事項を審議する場合は、書面又はファクシミリ等をもって審議事項を示し、意見又は回答を求め、当該会議に代えることができる。

2 前項によって行われる会議の結果は、その会議の構成員に書面をもって報告しなければならない。

(議事録)

第27条 理事会の議事録は、次の各号に掲げる事項その他法令で定める事項を記載するものとする。

(1) 理事会が開催された日時及び場所(当該場所に存在しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)

(2) 定款第42条第2項各号に規定する請求を受けて招集したとき又は同項各号の規定により招集されたときは、その旨

(3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果

(4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

(5) 議事録に記載すべきものとして法令で定める意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

(6) 理事会に出席した理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称

(7) 議長の氏名

2 常務理事会、会務運営会議及び本部長会議の議事録は、前項の規定に準じて作成するものとする。

第7章 委 員 会

(委員会の設置)

第28条 本会の事業の円滑な運営を図るため、本会に委員会を置く。

2 委員会は、理事会が別に定める部門別の所管事項につき、業務を処理し、事業を執行する。

3 委員会は、当該委員会のすべての委員をもって構成する。

4 委員のうち、1名を委員長とし、若干名を副委員長とする。

- 5 委員長は、委員会を代表して会務を統括する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行し、副委員長が欠けたとき又は副委員長に事故あるときにあつては、委員長があらかじめ定めた順位に従い、その他の委員が委員長の職務を代行する。
- 7 本章に定めるもののほか、委员会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める委员会規程による。

(委员会の種類)

第29条 本会に次の委员会を置く。

- (1) 総務委员会
 - (2) 組織委员会
 - (3) 財務委员会
 - (4) 広報委员会
 - (5) 教育研修委员会
 - (6) 綱紀委员会
 - (7) 資格審査委员会
 - (8) 表彰選考委员会
 - (9) 流通推進委员会
 - (10) 法務税制委员会
 - (11) 代議員選挙管理委员会
- 2 前項のほか、第33条に規定する地方本部に、定款第4条第1項各号に規定する事業を実施するため、地方本部理事会の決議を経て、必要な委员会を置くことができる。

(委員の選任等)

第30条 委員長は、理事長、副理事長、専務理事又は常務理事の中から、理事会の決議により選任する。

- 2 副委員長及び委員は、理事の中から、委員長が候補者を推薦し、理事会の決議により選任する。ただし、委員長は、委员会の運営上特に必要があると認めるときは、当該委员会の所管事項につき学識及び経験を有する会員の中から、委員を推薦することができる。
- 3 委員の候補者は、全国から人選するよう努めなければならない。
- 4 第15条及び第16条の規定、定款第35条第1項から第4項まで及び定款第36条第1項の規定は、委員長、副委員長及び委員について準用する。この場合において、定款第35条第1項中「定時総会の終結の時」とあるのは「定時総会の終結日後最初に開催される理事会の終結の時」と、定款第36条第1項中「総会の決議」とあるのは「理事会の決議」と読み替える。
- 5 前4項の規定については、委员会規程において別段の定めを置くことを妨げない。

(委员会の会議)

第30条の2 委员会は、必要に応じ、委員長が招集する。

- 2 委員会の議事、決議及び議事録については、第24条から第27条までの規定を準用する。ただし、委員会規程において別段の定めを置くことを妨げない。
- 3 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させ、意見等を求めることができる。ただし、委員以外の者は議決に加わることはできない。

（代議員選挙管理委員会の特則）

第30条の3 前2条の規定は、代議員選挙管理委員会には適用しない。

- 2 本章に定めるもののほか、代議員選挙管理委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、代議員選出規程の定めるところによる。

（特別委員会）

第31条 本会は必要に応じ理事会の決議を経て特別委員会を置くことができる。

- 2 前項の特別委員会がその任務を終了したときは、理事会の決議を経て解散する。
- 3 第28条、第30条及び第30条の2の規定は、特別委員会について準用する。

第8章 財 産 及 び 会 計

（財産管理及び会計処理）

第32条 定款第47条に規定する財産管理の方法及び会計処理に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

第9章 地 方 本 部

（地方本部の名称等）

第33条 総会の決議により設置された定款第2条第2項に規定する従たる事務所である地方本部の名称、所在地及び所管区域は、別表のとおりとする。

（地方本部の設置の申請）

第34条 正会員数30名以上をもって、理事長に対し、地方本部の設置を申請することができる。

- 2 前項の申請をする正会員は、本会の指導のもと、設立発起人会において代表者を定め、設立総会を開催して地方本部組織運営細則の制定及び地方本部役員の選出その他必要な事項を定め、設立総会議事録を添えて地方本部設置申請書を理事長に提出するものとする。

（会員の所属）

第35条 会員は、その主たる事務所の所在地を所管する地方本部に所属する。

（会務の執行）

第36条 本会は、会員に対し、必要に応じ、地方本部を通じて、会務を執行する。

- 2 会員が他の都道府県に従たる事務所を設置したときは、その従たる事務所については、当該他の都道府県を所管する地方本部の規則等に従わなければならない。

（地方本部役員の届出等）

第37条 地方本部役員のうち、本部長の候補者として選出された者は、その選任を目的として開催

する理事会の10日前までに、次の書類を理事長に提出しなければならない。

(1) 履歴書（第1号様式）

(2) 身分証明書

2 本部長の選任及び解任は、理事会の決議により行う。

3 本部長の資格については、定款第30条の規程を準用する。この場合において「理事又は監事」又は「役員」とあるのは「本部長」と読み替える。

4 理事長は、本部長の候補者の資格審査を資格審査委員会に付し、同委員会はその選任を目的として開催する理事会の開催前までに、次の事項を審査の上、その適否を決定して、理事長に報告しなければならない。

(1) 前項の欠格事由の有無

(2) 第14条第8項第3号ないし第7号に定める事項

5 本部長は、地方本部役員の氏名及び役職名を、理事長に届け出なければならない。

（地方本部の財政）

第38条 第3条の入会金及び会費のうち次の各号に掲げる金額は、地方本部の運営に要する費用として管理又は支弁するものとする。

(1) 入会金

正会員	主たる事務所		50,000円
	従たる事務所	1か所につき	25,000円
賛助会員			25,000円

(2) 会費

正会員	主たる事務所		年額12,000円
	従たる事務所	1か所につき	年額6,000円
賛助会員			年額24,000円

（地方本部の指導及び監督）

第39条 理事長は、地方本部の事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、本部長に対し、当該地方本部の組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又は本会の理事若しくは職員に、当該地方本部事務所に立ち入り、その組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 理事長は、前項の報告の聴取又は検査等のため必要があると認めるときは、本会の監事又は会計監査人に対し、協力を求めることができる。

3 理事長は、前2項による報告の聴取又は検査等の結果、必要があると認めるときは、本会の理事会の決議を経て、地方本部に対し、勧告、命令その他の必要な措置を採り、又は地方本部に代わり、必要な行為を行うことができる。

（支部）

第40条 地方本部には、事業を円滑に遂行するため、地方本部理事会の決議を経て、支部を置くことができる。支部を変更及び廃止するときも同様とする。

2 地方本部長は、前条の規定に準じて、支部を指導及び監督することができる。ただし、前条の規定による理事長の行為を妨げない。

（地方本部組織運営規則）

第41条 本章に定めるほか、地方本部及び支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第10章 地 区 協 議 会

（地区協議会の設置）

第42条 本会は、一定地域における地方本部間の連携協力を密にし、本会組織の充実強化を図るため、一定の地域ごとに地区協議会を置く。

（地区協議会の構成）

第43条 地区協議会は、次の各号に掲げる8地区に設置し、当該各号に掲げる地方本部をもって構成する。

- (1) 北海道地区（北海道）
- (2) 東北地区（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）
- (3) 関東地区（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨）
- (4) 中部・北陸地区（富山、石川、福井、長野、静岡、岐阜、愛知、三重）
- (5) 近畿地区（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）
- (6) 中国地区（鳥取、島根、岡山、広島、山口）
- (7) 四国地区（徳島、香川、愛媛、高知）
- (8) 九州・沖縄地区（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

（地区協議会役員）

第44条 地区協議会には、会長、副会長及び委員等の地区協議会役員を置く。

- 2 地区協議会役員の任務は、地区協議会規約に定めるものとする。
- 3 地区協議会長は、地区協議会の役員総会で選出する。
- 4 地区協議会役員の定数は、地区協議会規約に定めるものとする。
- 5 役員の任期は、定款第35条を準用する。

（会議の種類）

第45条 地区協議会の会議は、役員総会及び正副会長会議とする。

- 2 地区協議会の活動の円滑な運営を図るため必要があるときは、地区協議会規約に定めるところにより、委員会を置くことができる。

（会議の招集）

第46条 地区協議会の会議は、地区協議会規約に定めるところにより、会長が招集する。

（地区協議会の活動）

第47条 地区協議会は、地区内地方本部の協力により、組織の充実及び運営の近代化に努めるとともに、地区の規模に応じた活動を推進することができる。

（地区協議会の財政）

第48条 本会は、地区協議会の運営を円滑にするため、毎年度一定額の費用を充てるものとする。

2 地区協議会長は、毎事業年度終了後速やかにその収支を明確にし、理事長に報告しなければならない。

（地区協議会の指導及び監督）

第49条 第39条の規定は、地区協議会に準用する。

（地区協議会規約）

第50条 地区協議会の規約は、理事会において別に定める。

第 1 1 章 流 通 セ ン タ ー

（流通センターの設置）

第51条 本会に次の各号に掲げる流通センターを置く。

- (1) 全日本不動産関東流通センター
- (2) 全日本不動産近畿流通センター

（会員の所属）

第52条 流通センターに所属する会員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 全日本不動産関東流通センター 第43条第1号から第4号までに規定する地区に所属する正会員及び同地区に従たる事務所を有する正会員
- (2) 全日本不動産近畿流通センター 第43条第5号から第8号までに規定する地区に所属する正会員及び同地区に従たる事務所を有する正会員

（流通センター役員）

第53条 流通センターには、運営委員長その他の流通センター役員を置く。

2 運営委員長は、理事会の同意を経て、理事長が委嘱する。

（流通センターの指導及び監督）

第54条 理事長は、第39条の規定に準じて、流通センターを指導及び監督することができる。

（運営規程）

第55条 本章に定めるほか、流通センターの組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第 1 2 章 事 務 局

（所管事項）

第56条 事務局は、次の事項を掌る。

- (1) 会務の執行に関する業務
- (2) 各委員会の管掌事項に関する事務
- (3) 会議開催に関する事務
- (4) 本会内における連絡に関する事務

- (5) 官公庁及び他団体との連絡に関する事務
- (6) 物品の購入及び管理に関する事務
- (7) 文書の起案及び発受信に関する事務
- (8) 財産の管理及び金銭の出納に関する事務
- (9) その他必要な事務

2 事務局長は、前各号に関し職員の指導監督を掌る。

3 常勤の役員の常勤の場所は事務局とする。

4 事務局及び職員に関し必要な規則は、理事会の決議を経て別に定める。

第 13 章 雑 則

（旅費規定及び慶弔規定）

第57条 旅費及び慶弔に関する規定については理事会の決議を経て別に定める。

（定款及びこの規則に定めない事項の取扱い）

第58条 定款及びこの規則に定めない事項又はこの規則の解釈に疑義を生じた事項については、理事会の決議に従うものとする。

（この規則の改廃）

第59条 この規則の改廃は、理事会の決議により行う。

別表（第 33 条関係）

名称	所在地	所管区域
北海道本部	北海道札幌市	北海道
青森県本部	青森県青森市	青森県
岩手県本部	岩手県盛岡市	岩手県
宮城県本部	宮城県仙台市	宮城県
秋田県本部	秋田県秋田市	秋田県
山形県本部	山形県山形市	山形県
福島県本部	福島県郡山市	福島県
茨城県本部	茨城県水戸市	茨城県
栃木県本部	栃木県宇都宮市	栃木県
群馬県本部	群馬県前橋市	群馬県
埼玉県本部	埼玉県さいたま市	埼玉県
千葉県本部	千葉県千葉市	千葉県
東京都本部	東京都千代田区	東京都
神奈川県本部	神奈川県横浜市	神奈川県
新潟県本部	新潟県新潟市	新潟県
富山県本部	富山県富山市	富山県
石川県本部	石川県金沢市	石川県
福井県本部	福井県福井市	福井県
山梨県本部	山梨県甲府市	山梨県
長野県本部	長野県松本市	長野県
静岡県本部	静岡県静岡市	静岡県
岐阜県本部	岐阜県岐阜市	岐阜県
愛知県本部	愛知県名古屋市	愛知県

三重県本部	三重県四日市市	三重県
滋賀県本部	滋賀県大津市	滋賀県
京都府本部	京都府京都市	京都府
大阪府本部	大阪府大阪市	大阪府
奈良県本部	奈良県奈良市	奈良県
和歌山県本部	和歌山県和歌山市	和歌山県
兵庫県本部	兵庫県神戸市	兵庫県
鳥取県本部	鳥取県鳥取市	鳥取県
島根県本部	島根県松江市	島根県
岡山県本部	岡山県岡山市	岡山県
広島県本部	広島県広島市	広島県
山口県本部	山口県山口市	山口県
徳島県本部	徳島県徳島市	徳島県
香川県本部	香川県高松市	香川県
愛媛県本部	愛媛県松山市	愛媛県
高知県本部	高知県高知市	高知県
福岡県本部	福岡県福岡市	福岡県
佐賀県本部	佐賀県佐賀市	佐賀県
長崎県本部	長崎県長崎市	長崎県
熊本県本部	熊本県熊本市	熊本県
大分県本部	大分県大分市	大分県
宮崎県本部	宮崎県宮崎市	宮崎県
鹿児島県本部	鹿児島県鹿児島市	鹿児島県
沖縄県本部	沖縄県那覇市	沖縄県

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成25年 6 月 6 日改正）

この改正規則は、平成25年 6 月開催の第62回定時総会の終結日後最初に開催される理事会の日から施行する。

平成25年 4 月 1 日施行（移行の登記日）

平成25年 6 月 6 日一部改正（理事会承認）

平成26年10月21日一部改正（理事会承認）

平成27年12月 4 日一部改正（理事会承認）

平成28年12月 9 日一部改正（理事会承認）

平成29年 3 月15日一部改正（理事会承認）

平成29年 6 月 1 日一部改正（理事会承認）

平成29年12月 6 日一部改正（理事会承認）

履歷書

平成 年 月 日現在

履歴書		平成	年	月	日現在
ふりがな					
氏名	㊟				
昭和	年	月	日生	(満 歳)	性別 男 女
ふりがな		〒 —			
現住所					
ふりがな		〒 —			
連絡先		(現住所以外に連絡を必要とする場合のみ記入)			
		方			

主たる事業所の所在地	〒	() ()	FAX	() ()
番 号 又 は 名 称				
免 許 証 番 号	国土交通大臣 () 号 知 事			
免 許 有 効 期 限	平成	年	月	日 から 平成 年 月 日まで
入 会 年 月 日	昭和・平成 年 月 日			

[illegible]

第 1 号様式

[illegible][illegible]

第 2 号様式

役員等就任承諾書

平成 年 月 日

公益社団法人 全日本不動産協会 御中

現住所

氏 名

⑩

このたび、私は 公益社団法人 全日本不動産協会 第〇期 〇〇に

選任されたので、その就任をここに承諾します。

以上

誓 約 書

平成 年 月 日

公益社団法人 全日本不動産協会 殿

現住所

氏 名

⑩

このたび、私は 公益社団法人 全日本不動産協会第〇〇期〇〇に就任するにあたり、下記事項を遵守履行することを誓約いたします。

記

1. 定款、同施行規則及びこの会の議決などを守り、その職務を全うすること。
2. 業務上知り得た機密事項は、任期中はもちろん、任期後といえども、一切第三者に開示又は漏えいしないこと。
3. 機密事項の含まれた書面、資料及び記録媒体等を、任期中はもとより任期後の如何にかかわらず、方法の如何を問わず複製すること、並びにこれら又はこれらの複製物を貴会の事務所又はその他の業務実施場所より持ち出さないこと。
4. 機密事項を任期中又は任期後の如何を問わず、自己又は第三者のために使用しないこと。
5. 故意又は重大な過失により貴会に損害を与えたときは、その損害について賠償責任を負うこと。
6. 指定暴力団その他反社会的と認められる団体に所属又は関係していないこと。

以上

第 4 号様式

役員等辞任届

平成 年 月 日

公益社団法人 全日本不動産協会 御中

現住所

氏 名

⑨

私は、今般都合により公益社団法人 全日本不動産協会 第〇期〇〇を
辞任いたしたく、ここに届出いたします。

以上

公益社団法人全日本不動産協会

地方本部の組織及び運営に関する規則

公益社団法人全日本不動産協会（以下「本会」という。）は、定款第2条第2項及び定款施行規則第33条に規定する本会の従たる事務所（以下「地方本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、定款第55条第5項及び定款施行規則第41条の規定に基づき、地方本部の組織及び運営に関する規則を次のように定める。

第1章 総 則

（目的及び事業）

第1条 地方本部は、定款第3条に規定する目的を達成するため、同第18条に規定する総会（以下「本会の総会」という。）及び同第40条に規定する理事会（以下「本会の理事会」という。）の決議に基づき、その所管区域内において、同第4条第1項に係る事業を行う。

（事業の委託）

第2条 地方本部は、前条に規定する事業の一部を、本会の理事会の承認を受けて、他の者に委託することができる。

第2章 会 員

（地方本部への所属）

第3条 定款第6条に規定する本会の会員（正会員及び賛助会員をいう。以下同じ。）は、その主たる事務所の所在地を所管する地方本部に所属するものとする。

（除名等の申請）

第4条 会員が、定款第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、当該会員が所属する地方本部の本部長は、地方本部理事会の決議により、理事長に対して、当該会員の定款第11条に規定する除名等の綱紀処分を申請することができる。

2 前項の場合には、当該会員に対し、その決議を行う地方本部理事会の前に、書面又は口頭により弁明する機会を与えなければならない。

3 本部長は、前項の会員に対し、1週間以上の期間を定めて、書面により弁明の内容を提出させることができる。

（地方本部による綱紀処分）

第5条 前条第1項の規定に関わらず、本部長は、会員に同項に掲げる事由がある場合には、地方本部理事会の決議に基づき、当該会員に対し、注意又は戒告を行うことができる。

2 前項の綱紀処分を行う場合には、処分事由が明白な場合を除き、当該会員に対し、その決

議を行う地方本部理事会の前に、書面又は口頭により弁明する機会を与えなければならない。

- 3 本部長は、第1項の不利益処分を行った場合には、処分内容について当該会員に通知するとともに、理事長に報告しなければならない。

第3章 地方本部代議員

(地方本部代議員)

第6条 地方本部には、地方本部組織運営細則で定めるところにより、地方本部代議員を置くことができる。

(選出)

第7条 地方本部代議員は、当該地方本部に所属する正会員（当該正会員が法人である場合にはその代表者1名）の中から選出する。

- 2 地方本部代議員の定数は、地方本部組織運営細則において定める。ただし、各支部に対する定数の割当ては、各支部に所属する正会員数に応じた合理的なものでなければならない。
- 3 地方本部代議員を選出するため、当該地方本部に所属する正会員による地方本部代議員選挙を行う。
- 4 地方本部代議員選挙は、2年に1度、事業年度開始後45日以内に実施する。
- 5 第1項から前項までに規定するもののほか、地方本部代議員を選出するために必要な事項は、本会の理事会が定める代議員選出規程による。

(補欠の地方本部代議員)

第8条 地方本部代議員選挙をする場合には、地方本部代議員が欠けた場合又は地方本部代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の地方本部代議員を選挙することができる。この場合、定款第15条の規定を準用する。

(任期)

第9条 地方本部代議員の任期は、選出の2年後に実施される地方本部代議員選挙終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選出された地方本部代議員の任期は、前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した地方本部代議員の任期の満了する時までとする。

第4章 地方本部総会

(構成)

第10条 地方本部総会は、当該地方本部に所属するすべての正会員（当該正会員が法人である場合にはその代表者1名）をもって構成する。

- 2 地方本部総会の議長は、その地方本部総会において、出席正会員の中から選出する。

（権限）

第11条 地方本部総会は、定款又はこの規則で定められた事項のほか、次の事項について決議する。

- (1) 地方本部役員を選任又は解任
- (2) 地方本部組織運営細則の制定及び変更
- (3) その他本会の理事会が定めた事項

2 前項の決議は、本会の総会又は本会の理事会の決議に抵触するときは、その効力を有しない。

3 第1項の決議のうち本会の総会又は本会の理事会の承認を要するものは、その承認を得なければ、その効力を生じない。

（開催）

第12条 地方本部総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に1回開催する。

3 臨時総会は、地方本部理事会が必要と認めた場合に開催する。

（招集）

第13条 地方本部総会は、地方本部理事会の決議に基づき、本部長が招集する。

2 地方本部総会の招集は、地方本部総会の目的である事項、日時及び場所を記載した書面により、開催日の1週間前までに正会員に対してその通知を発しなければならない。

3 当該地方本部に所属する総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、本部長に対し、地方本部総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、地方本部総会の招集を請求することができる。

（議決権）

第14条 地方本部総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決議）

第15条 地方本部総会の決議は、本会の理事会が別に定める場合を除き、当該地方本部に所属する総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、当該地方本部に所属する総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 地方本部役員解任
- (2) 地方本部組織運営細則の制定及び変更

(3) その他本会の理事会が定めた事項

- 3 地方本部総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当該地方本部総会の招集に当たり地方本部理事会が決定した当該地方本部総会の目的である事項以外の事項については、決議することができない。

(議決権の代理行使)

第16条 地方本部総会に出席できない正会員は、当該地方本部に所属する他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、本部長（本会の理事会が別に定めた場合には、その者）が交付した委任状に必要な事項を記載し、所定の期限までに当該地方本部に提出しなければならない。

2 前項の規定により代理行使した議決権の数は、出席した正会員の数に参入する。

3 第1項の代理権の授与は、地方本部総会ごとにしなければならない。

(書面による議決権の行使)

第17条 地方本部理事会は、地方本部総会を招集するに当たり、地方本部総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとする旨を定めることができる。

2 地方本部理事会が前項の決定をした場合には、地方本部総会に出席しない正会員は、本部長（本会の理事会が別に定めた場合には、その者）が交付した議決権行使書面に議決権行使に必要な事項を記載し、所定の期限までに当該書面を当該地方本部に提出することによって議決権を行使することができる。

3 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第18条 地方本部理事又は正会員が地方本部総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき当該地方本部に所属する正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の地方本部総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 地方本部総会の議事については、遅滞なく次の事項を記載した議事録を作成し、1部を理事長に提出し、1部を当該地方本部に備え付けておかなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数及び出席者数

(3) 議決権の代理行使又は書面による議決権の行使のある場合には、その数

(4) 会議の目的である事項及び議案

(5) 議事の経過の要領及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録は、議長及びその地方本部総会において選任された議事録署名人2名以上がこれに署名押印するものとする。

(地方本部代議員を設置する地方本部の特則)

第20条 地方本部代議員を設置する地方本部については、本章中「正会員」とあるのを「地方本部代議員」と読み替えて本章の規定を適用する。

第5章 地 方 本 部 役 員 等

(種類及び定数)

第21条 地方本部には、地方本部役員として、地方本部理事及び地方本部監事を置く。

- 2 地方本部理事のうち1名を本部長、1名又は2名以上を副本部長とする。
- 3 地方本部は、地方本部組織運営細則で定めるところにより、地方本部専務理事及び地方本部常務理事を置くことができる。
- 4 地方本部役員、副本部長、地方本部専務理事及び地方本部常務理事の定数は、地方本部組織運営細則において定める。

(選任)

第22条 地方本部役員は、正会員（正会員が法人である場合にはその代表者1名）の中から、地方本部総会において選任する。

- 2 次の各号に該当するときは、地方本部役員となることができない。ただし、正会員以外から選任される場合は、第6号に該当する場合を除き、この限りではない。
 - (1) 前事業年度までの会費等を完納していないとき。
 - (2) 宅地建物取引業法に基づく行政処分を受けた日から5年を経過しないとき。
 - (3) 定款第11条第1項に規定する綱紀処分を受けた日から5年を経過しないとき。
 - (4) 理事会において指定する宅地建物取引業に関する研修を履修していないとき。
 - (5) 選任時において満76歳以上であるとき。
 - (6) 指定暴力団その他反社会的と認められる団体に所属又は関係しているとき。

- 3 本部長候補者、副本部長、地方本部専務理事及び地方本部常務理事の選任は、地方本部理事会の決議により行う。
- 4 地方本部監事は、地方本部理事を兼ねることができない。
- 5 地方本部役員の候補者の選出方法は、地方本部理事会において別に定める。
- 6 第1項の規定に関わらず、正会員以外の者から地方本部役員を選任する場合には、地方本部組織運営細則においてその定数を定めなければならない。

（地方本部理事の職務及び権限）

第23条 本部長は、地方本部を代表し、本会から委任された職務を行う。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは地方本部理事会があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。
- 3 地方本部専務理事は、本部長及び副本部長を補佐して地方本部の会務を掌理する。
- 4 地方本部常務理事は、地方本部理事会で定めるところにより、地方本部の常時の会務を処理する。
- 5 地方本部理事は、地方本部理事会を組織して、地方本部の会務を執行する。
- 6 地方本部理事は、本会の理事の業務執行を妨げる行為をすることができず、本会の理事会の決議に基づいて、理事長から、その職務に関して指示があった場合には、これに従わなければならない。

（地方本部監事の職務及び権限）

第24条 地方本部監事は、地方本部理事の職務の執行を監査し、定款第33条に規定する監事（以下「本会の監事」という。）に準じて、監査報告を作成する。この場合、地方本部監事は、遅滞なく、その内容を本会の監事に報告しなければならない。

- 2 地方本部監事は、いつでも、地方本部理事及び地方本部職員に対して事業の報告を求め、当該地方本部の業務及び財産の状況を調査することができる。ただし、地方本部監事は、本会の監事の監査及び会計監査人の会計監査を妨げる行為をすることができず、本会の監事又は会計監査人から、その職務に関して指示があった場合には、これに従わなければならない。
- 3 地方本部監事は、地方本部理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款その他本会の定める諸規則に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、本会の監事及び地方本部理事会又は地方本部総会に報告しなければならない。
- 4 地方本部監事は、地方本部理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（任期）

第25条 地方本部役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する地方本部定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した地方本部役員の後任として選任された地方本部役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員によって就任した地方本部役員の任期は、第1項の規定にかかわらず、他の地方本部役員の任期の満了する時までとする。
- 4 地方本部組織運営細則に規定する地方本部役員の最低員数が欠けた場合には、辞任又は任

期満了により退任した地方本部役員は、後任者が就任するまで、なお地方本部役員としての権利義務を有する。

- 5 本部長の任期は、第1項の規定にかかわらず、定款第35条第1項を準用する。この場合、「定時総会の終結の時まで」を「本会の理事会において後任の本部長が選任される時まで」と読み替える。
- 6 任期の満了前に退任した本部長の後任として選任された本部長の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の任期の満了する時までとする。

(解任)

第26条 地方本部役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、地方本部総会の決議によりその地方本部役員を解任することができる。この場合においては、当該地方本部役員に対し、当該地方本部総会の決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他地方本部役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定に関わらず、本部長である地方本部理事の解任は、本会の理事会の決議を経なければ、その効力を生じない。
 - 3 地方本部理事会において本部長の解任申請の決議をしたときは、地方本部理事会において指名された地方本部理事は、理事長に対し、本部長の解任を申請しなければならない。
 - 4 第1項の規定に関わらず、理事長は、いつでも、本会の理事会の決議により地方本部理事を解任し、本会の監事は、いつでも、その過半数の同意により地方本部監事を解任することができる。

(報酬等)

第27条 地方本部役員は、無報酬とする。ただし、常勤の地方本部役員又は会員ではない地方本部役員に対しては、本会の理事会及び地方本部理事会において定めるところにより、報酬を支給することができる。

- 2 地方本部役員に対しては、本会の理事会及び地方本部理事会において定めるところにより、日当及び費用を支給することができる。

(顧問、相談役及び参与)

第28条 地方本部には、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は、地方本部理事会の同意を得て、学識経験者の中から本部長が委嘱する。
- 3 相談役及び参与は、地方本部役員経験者等で特に功労あったもののうちから地方本部理事会の承認を経て本部長が委嘱する。
- 4 顧問、相談役及び参与は、当該地方本部の事業執行上重要な事項について本部長の諮問に

応じ地方本部総会及び地方本部理事会に出席して、意見を述べることができる。

5 顧問、相談役及び参与の委嘱期間は、これを委嘱した本部長の任期に従う。

(6) 地 方 本 部 理 事 会

(構成)

第29条 地方本部に地方本部理事会を置く。

2 地方本部理事会は、すべての地方本部理事をもって構成する。

3 地方本部理事会の議長は、本部長又は本部長が指名する地方本部理事がこれにあたる。ただし、本部長が欠けたとき又は本部長に事故があるときは、本部長の職務を代行する副本部長又は当該副本部長が指名する地方本部理事を議長とする。

(権限)

第30条 地方本部理事会は、本会の理事会又はこの規則において定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本会の理事会決議に基づく当該地方本部の業務執行の決定

(2) 地方本部理事の職務の執行の監督

(3) 本部長候補者、副本部長、地方本部専務理事及び地方本部常務理事の選任又は解任

(4) 本部長の解任申請の決定

(5) 支部の設置、変更及び廃止

2 第11条第2項及び第3項の規定は、地方本部理事会の決議について準用する。

(招集)

第31条 地方本部理事会は、本部長が招集する。

2 本部長が欠けたとき又は本部長に事故があるときは、本部長の職務を代行する副本部長が地方本部理事会を招集する。

3 本部長は、地方本部理事の3分の1以上又は地方本部監事から会議の目的である事項を示した書面をもって地方本部理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内の日を開催日とする地方本部理事会を招集しなければならない。

4 前項の規定による請求があった日から7日以内に、前項の規定による招集の通知が発せられない場合には、その請求をした地方本部理事又は地方本部監事は、地方本部理事会を招集することができる。

5 第1項の規定にかかわらず、第22条第3項の規定により本部長候補者が選任されたときは、本会の理事会において本部長に選任されるまでの間、当該本部長候補者が地方本部理事会を招集するものとする。

(決議)

第32条 地方本部理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する地方本部理事を除く地方本部理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。この場合において、議長は、地方本部理事として議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、会員の除名申請の決議は、地方本部理事の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(地方本部常務理事会)

第33条 地方本部には、地方本部組織運営細則に定めるところにより、地方本部常務理事会を設置することができる。

(規定の準用)

第34条 地方本部理事会については、第16条から第19条までの規定を準用する。この場合において同条中「地方本部総会」とあるのは「地方本部理事会」と、「正会員」又は「地方本部理事又は正会員」とあるのは「地方本部理事」と、「地方本部理事会」とあるのは「本部長」と、第19条第1項第2号中「正会員の」とあるのは「地方本部役員の」と読み替える。ただし、地方本部理事会の議事録については、理事長から請求のあった場合を除き、理事長に対して提出することを要しない。

2 定款施行規則第25条及び第26条の規定は、地方本部理事会に準用する。

(7) 財 産 及 び 会 計

(事業活動計画及び予算)

第35条 本部長は、定款第46条に規定する毎事業年度の開始の日の70日前までに、次の書類を作成し、地方本部理事会の承認を受け、当該事業年度開始後最初に開催される地方本部総会において報告しなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(1) 事業活動計画書

(2) 収支状況表

2 本部長は、毎事業年度開始の日の60日前までに、前項の承認を受けた書類を理事長に提出し、当該事業年度開始の日の前日までに、本会の理事会の承認を受けなければならない。

3 本会の理事会において第1項各号の書類の内容が変更された場合には、当該地方本部は、当該変更の内容に基づいて事業及び予算を執行しなければならない。

4 第1項各号の書類の様式は、本会の理事会において別に定める。

(事業活動報告及び決算)

第36条 本部長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、地方本部監事の監査を経た上で、地方本部理事会の承認を受け、当該地方本部の定時総会において報告しなければならない。